

組合規約

令和6年6月

ICSユニオン

目 次

規 約

第1章 総 則	1
第2章 組 合 員	2
第3章 機 閨	4
第4章 書記局	6
第5章 役員	6
第6章 会 計	8
第7章 賞 罰	9
第8章 附 則	9

規 程

選 挙 規 程	10
議 事 規 程	13
労 働 金 庫 対 策 委 員 会 規 程	15
組 合 事 務 規 程	17

規 約

第 1 章 総 則

第 1 条(名 称)

この組合はICSユニオンとよび、事務所を名古屋市東区東桜一丁目3 番3号ICソリューションズ株式会社内に設置する。

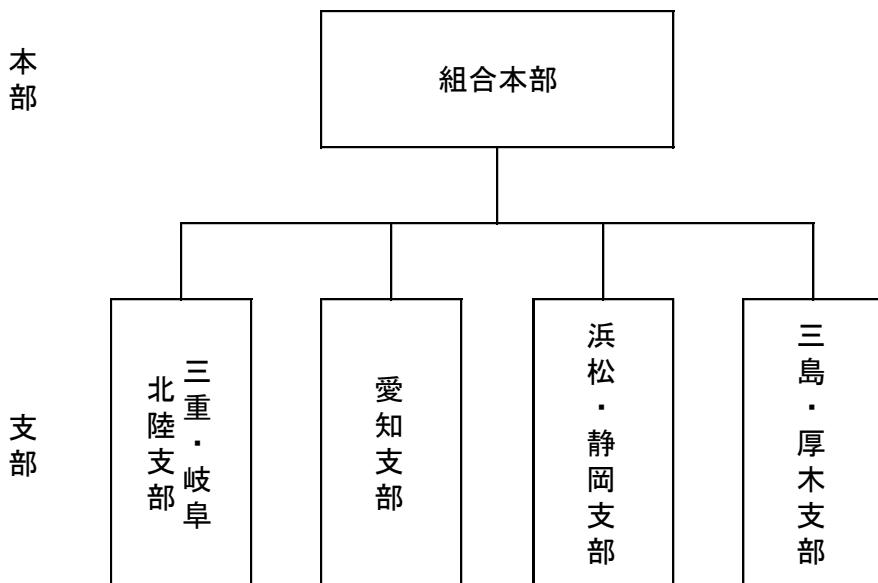
第 2 条(組 織)

組合はICソリューションズ株式会社の従業員で組織する。

第 3 条(支部の設置)

組合は次の支部を設置する。

支部は執行委員会の議を経て変更できる。



第 4 条(上部団体)

組合は全中北労働組合連合会に加盟する。

第 5条(目 的)

この組合は組合員の団結と相互扶助によって労働条件の維持改善、組合員の生活を守り社会的・経済的地位の向上をはかる事を目的とする。

第 6 条(事 業)

この組合は前条の目的を達成する為、次の事業を行なう。

1. 労働条件の締結、その他目的達成の為の団体交渉
2. 生産性の向上と企業の民主化
3. 組合員の福利厚生に関するここと

4. 組合員の教育啓発に関するここと

5. その他目的達成に必要な事項

第 7 条(組合の運営)

組合の運営はこの組合規約(以下規約という)による。

第 2 章 組 合 員

第 8 条(ユニオンショップ)

組合員は第2条に規定する従業員であると同時に従業員は組合員でなければならない。

但し、第9条に定められた者を除く。

第 9 条(非組合員の範囲)

前条の但し書きに定められた非組合員の範囲は次のとおりとする。

1. 部長代理以上の役職にある者
2. 本社総務管理部
3. 嘱託、再雇用者及び見習期間中の者、パートタイマー、アルバイト、契約社員
4. 役職定年時非組合員であった者
5. 前各号以外の従業員で会社及び出向先・組合双方で協定した者

第10条(加入の手続)

組合に加入する者は所定の申込書に必要事項を記入し、第43条に定める組合加入金200円を添えて、支部を通じて執行委員長に届出るものとする。

但し、同時に全労済出資金100円を合わせて徴収し連合会を通じて全労済に納入する。

第11条(資格の取得)

組合員の資格は会社と雇用関係が結ばれたとき及び第9条に定める規定に該当しなくなったとき、いずれも加入手続を完了した日より発生する。

第12条(組合員の資格)

何人もいかなる場合においても人種・宗教・性別・門地・信条または身分によって組合員たる資格を奪われない。

第13条(平等の喪失)

組合員は次の各号のいずれかに該当する時はその資格を失う。

1. 退職した時、また解雇された時
2. 非組合員の規定に該当した時
3. 除名された時
4. 死亡した時

第14条(平等の原則)

組合員はこの規約の下に平等な権利と義務を有する。

第15条(組合員の権利)

組合員は次の権利を有する。

1. 組合の各種活動に参与すること
2. 組合の役員、幹部を選挙し、また選挙されてこれに就任すること

3. 所定の手続きを経て各機関の活動について報告を求め、又自由に意見を発表すること
4. 組合の獲得した利益および組合の各事業の特典を享受すること

第16条(組合員の義務)

組合員は次の義務を負う。

1. 組合の綱領、規約および機関の決定事項を遵守し、組合の正常な発展に協力すること
2. 投票に参加すること
3. 各会議の構成員になった組合員はその会議に出席し決議に参加すること
4. 所定の組合費を納入すること

第3章 機関

第17条(機関の種類)

組合に次の機関をおく。

1. 大会

2. 執行委員会

第18条(議事の運営)

議事の運営については別に定める議事規程による。

第一節 大会

第19条(最高決議機関)

大会は組合の最高決議機関であつて役員ならびに代議員をもって構成し執行委員長が召集する。但し、役員は決議権を持たない。

第20条(大会の開催)

① 大会を定期大会と臨時大会にわけ、定期大会は毎年1回原則として開催する。

② 臨時大会は次の場合開催する。

1. 執行委員会が開催の必要を認めたとき

2. 代議員の3分の1以上の要求があったとき

第21条(成立の要件)

① 大会は代議員の2分の1以上の出席(委任を含む)により成立する。

② やむを得ず大会に出席できない代議員は大会議長に決議権を委任することができる。

第22条(大会付議事項)

次の事項は大会で決定しなければならない。

1. 基本方針、活動報告、予算及び決算

2. 組合規約の制定改廃

3. 罷業権の行使

4. 組合の合併または解散

5. 組合役員の選出

6. 資産の処分

7. 組合員の賞罰

8. 制裁についての不服の処理

9. その他特に重要な事項

第23条(決議の特例)

① 前条2・3・4・5号については代議員の直接無記名投票によらなければならない。

② 前条第2・3号は代議員の過半数、第4号は代議員の4分の3以上の決議を必要とする。

第24条(代議員の選出)

代議員は原則として組合員全員とする。

第二節 執行委員会

第25条(執行機関)

執行委員会は、組合の執行機関であつて執行委員長、副執行委員長、書記長、副書記長および執行委員をもつて構成し、執行委員長が招集する。

第26条(執行委員会付議事項)

- (1)大会の決議により付託された事項
- (2)労働条件の締結と改廃
- (3)給与に関する重要事項
- (4)規約に基づく諸規程、規則の制定・改廃
- (5)追加予算の決定および予備費の支出
- (6)寄付金の受入
- (7)役員ならびに幹部の数および選出基準の決定
- (8)組合員の制裁
- (9)特に大会を招集するに至らない程度の事項

第27条(執行委員会の任務と権限)

1. 大会および執行委員会の決定事項の執行
2. 組合活動に関する企画立案
3. 緊急事項ならびに日常業務の処理
4. 大会上程議案の作成ならびに決定
5. 給与、一時金の要求額の決定と妥結の諾否

第28条(執行委員会の責任と義務)

執行委員会は業務の執行について大会に対し責任を負う。

第29条(執行委員会の開催)

執行委員会は次の場合に開催する。

執行委員長が必要と認めたとき

第30条(成立の要件)

- ① 執行委員会は構成員の3分の2以上(委任を含む)の出席により成立する。
- ② やむを得ず執行委員会に出席できない場合は執行委員長に決議権を委任することができる。

第31条(執行委員の決定)

執行委員は、各支部に1名とし大会において選出するが、詳細については、別に定める選挙規程による。

第4章 書記局

第一節 書記局

第32条(書記局の設置)

執行委員会はその業務を遂行するために書記局を設ける。

第33条(書記局の構成と任務)

書記局は書記長、副書記長および書記をもって構成し書記長の統括のもとに組合の日常業務を処理する。

第34条(分掌業務)

書記局の分掌業務は次の通りとする。

1. 組合の証印保管・予算・決算・会計・出納保管に関する事項
2. 会議の開催準備と記録の作成保管その他いずれにも属さぬ事項

第5章 役員

第35条(役員の種類と定数)

組合に次の役員をおく。

役員

執行委員長 1名

副執行委員長 若干名

書記長 1名

副書記長 若干名

執行委員 若干名

会計監査 1名

(但し、特別執行委員は執行委員会の議を経て、執行委員長が任命した場合のみ置くこととする)

第36条(役員の選出)

役員の選出に関しては別に定める選挙規程による。

第37条(役員の任務)

- ① 執行委員長はこの組合の代表者であつてすべての業務を統括し、諸会議を招集し、かつ執行委員会の議長となる。
- ② 副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長が任務遂行不可能な場合、その業務を代行する。
- ③ 書記長は執行委員長および副執行委員長を補佐し、組合の日常業務を担当して書記局全般を統括するとともに連絡調整の任にあたる。
- ④ 副書記長は書記長を補佐し、組合の日常業務を担当して書記局全般を統括するとともに連絡調整の任にあたる。
- ⑤ 執行委員は組合の具体的活動について企画立案し、業務の執行にあたる。また、職場の組合員の総意を執行委員会に反映させる任務がある。
- ⑥ 会計監査は組合の会計および財産管理を監査し第45条の手続きを経て大会に報告する。
- ⑦ 特別執行委員は執行委員と同じ任にあたるが、決議権は持たない。

第38条(役員の任期)

- ① 役員の任期は定期大会より翌々年の定期大会までとする。
- ② 重任はこれを防げない。
- ③ 執行委員長、書記長、副執行委員長の任期はそれぞれ8年を上限とする。

第39条(役員の手当)

執行委員長、副執行委員長、書記長、副書記長には、下記の役員手当を毎月支給することとする。

執行委員長:10,000円 書記長:5,000円 副執行委員長:3,000円 副書記長:2,000円

第40条(辞任の決定)

役員は任期中に辞任しようとするときは代議員の過半数の決議により辞任できる。

疾病その他やむを得ない理由により、任務を遂行する事ができない事を本人が申し出て、これを執行委員会が承認したとき

第41条(欠員の補充)

役員の欠員が生じた場合は、原則として補充選挙によって後任を決定する。後任者の任期は前任者の残りの期間とする。

但し、執行委員会の議を経て補充しないことができる。

第6章 会計

第42条(組合の経費)

組合の経費は次の収入に以ってこれにあたる。

1. 組合費
2. 組合加入金
3. 寄付金
4. その他

第43条(組合費)

- ① 組合費は組合員1人につき毎月、各自年齢給の2%の額を、また毎賞与時各自賞与額の1%の額を各々徴収する。但し、特別の事情のある場合は執行委員会の議を経て組合費を免除することがある。
- ② 一旦納入した組合費は返却しないものとする。
- ③ 賃金制度改定等で組合費の算出基準に変動が発生する場合は執行委員会の決議によって変更する事ができる。

第44条(加入金・寄付金)

- ① 組合加入金は組合加入時に1回限り200円とする。
- ② 寄付金は執行委員会の承認がなければこれを受ける事はできない。

第45条(収入・支出)

収入・支出の予算は定期大会に報告し、その承認を受けなければならない。

第46条(会計監査)

- ① 組合の財政状況および会計の正否を確認するため会計監査を行なう。
- ② 会計監査人として組合員の中から1名を選出する。

第47条(会計報告)

この組合の会計年度は毎年4月1日より翌3月31日までとし、決算報告はその年度内の会計についての書類を作成報告し、年一回組合員にこれを公表しなければならない。

第48条(会計の責任)

組合の会計および財産は、執行委員会の責任のもとに書記長が管理する。

第7章 賞罰

第49条(表彰)

- ① 組合員にして組合の目的達成のため功労があり、または組合の名誉を顕揚し組合員の模範たることが認められる場合にはこれを表彰する。
- ② 表彰は執行委員会の推薦に基づき大会の議を経て執行委員長が行なう。
- ③ 表彰は賞状を授与し記念品を贈る。
- ④ その他具体的措置についてはその都度決定する。

第50条(制裁)

組合員にして次の各号の一に該当する行為があった場合には審査の上これを制裁する。

- 1. 組合の規約に違反し、または機関の決定に反する行為を行なったとき
- 2. 組合の団結、統制、秩序を乱した行為があつたとき
- 3. 組合員の名誉を著しく損傷する行為があつたとき
- 4. 組合員としての義務を怠つたとき

第51条(制裁の種類)

制裁は戒告、解任、権利停止、除名とする。

第52条(制裁の決定)

制裁はすべて執行委員会の決議によって行なう。

第53条(大会への提訴)

- ① 処分を受けた者がその処分につき不服のあるときは2週間以内に大会に対し提訴する権利がある。
- ② 懲戒処分されたものが大会に提訴した場合は大会で可否の定まるまでその処分を保留する。

第8章 附 則

第54条(定めのない事項)

この規約に定めのない事項については別に定める諸規程による。

第55条(改正)

この規約は代議員の直接無記名投票による過半数の決議がなければ改正できない。

第56条(施行)

この規約は平成22年7月1日から施行する。

平成26年3月3日一部改定

平成26年6月22日一部改定

平成27年6月21日一部改定

平成30年6月18日一部改定

令和元年6月15日一部改定

令和2年6月20日一部改定

令和6年6月8日一部改定

選 挙 規 程

第 1 章 総 則

第 1 条(目 的)

この規程は組合規約第24条、第31条、第36条に基づき組合の役員の選挙について定める。

第 2 条(基本理念)

選挙は組合員の良識に基づいて公正明朗に実施しなければならない。

第 2 章 選挙管理委員会

第 3 条(選挙管理委員会の設置)

執行委員長は選挙の円滑な運営をはかるため執行委員会の議を経て選挙管理委員会を設置する。

第 4 条(構 成)

選挙管理委員会

選挙管理委員会は三役より1名、執行委員中より若干名をもって構成し、選挙管理委員長は互選によってこれを定める。

第 5 条(選挙管理委員会の業務)

選挙管理委員会は次の業務を行なう。

1. 選挙の公示
2. 選挙人名簿の作成
3. 立候補者、推薦候補者届出受理、締め切り日時の公示
4. 候補者に関する公示
5. 選挙運動の管理に関する事項
6. 投票結果の確認と発表
7. その他選挙の管理に必要な一切のこと

第3章 役員の選挙

第6条(役員の選出)

役員は代議員の直接無記名投票により選出する。

但し、死亡、辞任、罷免、転勤、退職などの理由により役員に欠員を生じたときは、選挙管理委員会の定める期日までに補充選挙を行なうものとする。

第7条(選挙管理委員会)

役員の選挙に関しては選挙管理委員会を設け、第5条の業務を行なう。

第8条(立候補の種類等)

①立候補は組合員自ら立候補する場合と他の組合員3名の推薦により本人が承諾して立候補する場合の2種類とする。

②立候補者は選挙管理委員会の発行する所定用紙に所要事項を記入捺印の上、締切期日までに選挙管理委員会に届出なければならない。

第9条(立候補の制限)

役員の立候補はこれを重複して行なうことはできない。

第10条(選挙の順序)

役員は次の順序により選出する。

但し、選挙管理委員会が適当と認めた場合は選挙を併合して行なうことができる。

①執行委員長、②副執行委員長、③書記長、④副書記長、⑤執行委員、⑥会計監査

第11条(役員の投票)

① 執行委員長、書記長選出の投票は単記制により、副執行委員長、副書記長、執行委員、会計監査の投票は完全連記制による。但し、選挙管理委員会が適当と認めた場合、単記制で行なうこともできる。

第4章 投票・開票

第12条(投票日時)

投票は選挙管理委員会の公示した場所および時間内に行なう。

第13条(投票用紙)

各種投票用紙は選挙管理委員会の発行したものでなければならない。

第14条(開票)

① 開票は選挙管理委員会が投票完了を認めた後でなければ行なうことができない。

② 開票は公開とし選挙管理委員会がこれを行なう。

第15条(判定)

投票における有効および無効の判定は選挙管理委員会が行なう。

第16条(無効の基準)

次の各号の一に該当する投票はすべて無効とする。

1. 所定の投票用紙を用いないもの
2. 必要以外のことを記入したもの

3. 記入の確認ができないもの
4. 規程の員数を超え、または不足しているもの

第 5 章 投票・開票

第17条(投票日時)

投票は選挙管理委員会の公示した場所および時間内に行なう。

第18条(投票用紙)

各種投票用紙は選挙管理委員会の発行したものでなければならない。

第19条(開 票)

- ① 開票は選挙管理委員会が投票完了を認めた後でなければ行なうことができない。
- ② 開票は公開とし選挙管理委員会がこれを行なう。

第20条(判 定)

投票における有効および無効の判定は選挙管理委員会が行なう。

第21条(無効の基準)

次の各号の一に該当する投票はすべて無効とする。

1. 所定の投票用紙を用いないもの
2. 必要以外のことを記入したもの
3. 記入の確認ができないもの
4. 規程の員数を超え、または不足しているもの

第22条(当選の決定)

当選は得票数の多い者から順次決定する。但し、得票数が同数のため当選者を決定できないときは決戦投票を行なう。

第23条(信任投票)

立候補者数が定員と同数である場合は、この立候補者を無競争当選と認め直接無記名投票による信任投票を行なう。

第24条(異議の申立)

組合員は選挙並びに当選の効力に関して異議のあるときは選挙管理委員会にこれを申し立てることができる。
異議申し立てにつき選挙管理委員会がその選挙ならびに当選の全部または一部を無効と決定したときは大会の承認を経て全部又は一部につき再選挙を行なう。

第 6 章 附 則

第25条(改 正)

この規程は代議員の直接無記名投票による過半数の決議がなければ改正できない。

第26条(施 行)

この規程は平成22年7月1日から施行する。

平成26年6月22日一部改定

議事規程

第1章 総則

第1条(目的)

この規程は組合規約第18条に基づき諸会議の正常円滑な諸事運営を図るため定める。

第2条(定めのない場合)

この規程に定めのない事項で必要なことはその都度会議で決めることができる。

但し、その効力はその会議のみとする。

第2章 大会

第3条(大会の開催)

規約第19条に従い大会を開催する場合は開催日時、場所及び大會議案を5日前までに公示しなければならない。

但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

第4条(出席の通知)

大会に出席しようとする代議員は受付に出席を通知しなければならない。

第5条(委任の手続き)

① 大会に出席できない者は大會議長に委任することができる。

② 委任者は所定の用紙に必要事項を記入捺印し、大会の開催当日までに書記長宛に提出しなければならない。

第6条(資格審査委員会)

① 大会が成立しているか否かを審査するために資格審査委員会を設ける。

② 資格審査委員会は執行委員会が推薦した若干名の代議員をもって構成し互選によって委員長を選出する。

第7条(資格審査委員長の任期と権限)

① 資格審査委員長は執行委員会を代表し、大会構成員の出席、委任を集計し大会に報告する。

② 大会は資格審査委員長の大会成立の報告がなければ議事に入ることができない。

第8条(司会)

大會議長が選出されるまで司会は書記長が行なう。

第9条(議長、副議長の選出)

大会の議長、副議長は執行委員長が代議員中より推薦し大会の承認を経て決定する。

第10条(議長、副議長の責任と権限)

議長、副議長は大会を代表し、大会の運営と進行に責任をもち議事の運営並びに進行を妨げる者がある時は大会にはかり退場を命ずることができる。

第11条(大会書記)

議長は議事を記録するため大会の承認を経て大会書記若干名を任命する。

第12条(発言)

大会で発言しようとするときはすべて議長に通告し、その指名をうけなければならない。

第13条(採決)

- ① 大会議案の採決は組合規約に特別の定めがないかぎり多数決によるが、可否同数のときは議長がこれを決する。
- ② 採決は特に定められたもの以外は挙手、起立又はその他の方法でとることができる。

第 3 章 執行委員会

第14条(執行委員会の招集)

執行委員会の招集は執行委員長が行ない、開催日時、場所及び議案はその前日までに通知しなければならない
但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

第15条(議 長)

執行委員会の議長は執行委員長が務める。

第16条(委任)

- ① 執行委員会に出席できないものは議長に委任することができる。
- ② 委任者は所定の用紙に必要事項を記入捺印し、執行委員会の開催当日までに書記長宛に提出しなければならない。
い。

第17条(資格審査)

執行委員会の成立は議長が審査する。議長による成立の報告があるまでは議事に入るところができない。

第18条(採決・その他)

執行委員会における発言並びに採決の方法等その他議事の運営は大会に準ずる。

第 4 章 附 則

第19条(改 正)

この規程は代議員の直接無記名投票による過半数の決議がなければ改正できない。

第20条(施 行)

この規程は平成22年7月1日から施行する。

労働金庫対策委員会規程

第 1 条(目的)

この規程は組合規約第6条の規程に基づいて組合員が東海労働金庫(以下労働金庫という)を利用育成するに際し、その公正かつ円滑を期することを目的とする。

第 2 条(名称)

この委員会はICSユニオン東海労働金庫対策委員会と称する。

第 3 条(業務)

委員会は労働金庫に関する次の業務を行なう。

1. 組合員への啓発宣伝活動
2. 組合の出資及び組合資金の預け入れの推進
3. 組合員及びその親族の預金の推進及び取扱い
4. 組合員の融資に対する審査、借り入れ手続き及び返済
5. 組合資金の融資手続き及び返済
6. その他必要な事項

第 4 条(委員および委員長)

- ① 委員会は執行委員長、副執行委員長、書記長、副書記長によって構成する。
- ② 委員長は委員の互選によって選出する。
- ③ 委員の任務については組合規約第37条の規程を準用する。

第 5 条(職場推進委員会の設置)

- ① 委員会は第3条第1項、第3項を行なうにあたり、職場推進委員会を設置する。
- ② 推進委員長は書記長が任にあたる。
- ③ 各支部に推進委員を配置し、委員がその任にあたる。
- ④ 推進委員の任期については組合規約第38条の規程を準用する。

第 6 条(委員会の開催)

委員会は第3条第4項の業務を行なうにあたり、その内容を慎重に確認し適正であれば、労働金庫へ融資手続きを行なう。

1. 申込書の勤続年数、勤務状況、生活状態、返済能力、資金用途他
2. 必要に応じて、保証人の保証能力等
3. その他申込に必要な事項

第 7 条(預金)

- ① 第3条第3項の預金は、一斉積立金を主とし、その他労働金庫で取扱う各種預金とする。
- ② 前項の一斉積立預金は組合員全員が毎月一斉に一定の金額を積立する預金をいう。
- ③ 前項の一斉積立預金については別に定める。

第 8 条(預金の方法)

組合員及びその親族の預金は次の方法にて行なう。

- 1.組合員は委員会に預金の種類、額等を申し込み、委員会は貯金控除の手続きをする。
- 2.貯金控除ができない場合は直接委員会に持参する。

3.組合員が労働金庫窓口、自動機により行なう。

第9条(融資申込及び限度額、金利)

- ① 融資申込者及び上限金額は勤続3年未満の者は100万円、3年以上10年未満の者は200万円、10年以上の者については300万円とする。但し、未成年者及び勤続3年未満の場合は親権者の同意書を必要とする。
- ② 第3条第4項、第5項の融資は、労働金庫で取扱う各種融資とする。
- ③ 融資申込者は労働金庫所定の申込用紙に必要事項を記入の上、委員会に提出し承認を得て、労働金庫へ申し込むこととする。
- ④ 必要に応じて、保証人を付けることがある。
- ⑤ 保証人は、場合によっては保証機関日本労働信用基金協会(以下日本労信協という)の保証とすることがある。
但し、やむを得ない場合は、労働金庫、委員会指定の保証とする。
- ⑥ 担保付融資に関しては、労働金庫融資制度の範囲以内において委員会の特別決議によりその融資額を認めることが出来る。但し、融資額は日本労信協返済比率、負債比率を超えない範囲とするが、カードローン(ロッキー21)は50万円以内とする。
- ⑦ 融資金利は労働金庫の定めによる。

第10条(融資実行)

委員会の確認を得て労働金庫へ提出した申込は、労働金庫、日本労信協の審査により融資決定し融資を受ける。尚、融資金の受取りは、申込者の指定による。

第11条(返済)

- ① 返済金は労働金庫の返済規程による。
- ② 返済金は委員会が賃金控除の手続きにより毎月末日に労働金庫に返済する。

第12条(返済義務)

- ① 債務者が完済を至らずして退職、死亡、長期欠勤、或いは組合員の資格を失った場合は、本人給与、退職金を労働金庫の債務の弁済に充当せしめるものとする。
- ② 管理職等非組合員となった場合、本人と委員会との協議により返済を継続できる。
- ③ 定年退職した場合は、本人、労働金庫、委員会との協議により一定条件のもと継続返済できる。
- ④ 本人死亡の場合、団体信用生命付融資については労働金庫が家族とともに手続きを取り保険金を債務へ充当する
- ⑤ 保証人付融資については、本人に返済能力が無い場合は、直ちに保証人が返済する。
- ⑥ 担保付融資、保証協会付融資については労働金庫にて所定の手続きを取る。
- ⑦ 委員会は、保証協会免責にならないように退職者の情報提供等返済金回収に協力する。

第13条(事業の監査)

この委員会の事業の監査は組合の監査時に、組合の会計監査によって預金及び借入金通帳その他関係帳簿、書庫書類について行なう。

第14条(規程の改廃)

この規程は委員会の過半数の決議により改廃することができる。

第15条(実施)

この規程は平成22年7月1日より実施する。

平成26年6月22日一部改定

組合事務規程

1. 組合出張旅費は次の通りとする。

宿泊(一泊) 実費

日当(一日) 3,000円

但し、海外出張の場合は別途内規に準ずるものとする。

2. この規程の変更は執行委員会の決議により変更できる。

3. この規程は平成22年7月1日より実施する。